

(22) 学寮細則

(趣旨)

第 1 条 学寮規程（以下「学寮規程」という。）の実施については、別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(外泊外出)

第 2 条 寮生が外泊しようとするときは、あらかじめ外泊願を提出し、校長補佐（寮務主事）の許可を受けなければならない。

第 3 条 外出は、定められた時間内および地域内において行うことができる。ただし、特に校長補佐（寮務主事）の許可を得たときは、この時間外または地域外の外出が認められる。

第 4 条 外泊または外出をしようとするときおよび帰寮したときは、所定の帳簿等に必要事項を記入しなければならない。ただし、時間内および地域内の外出については、帳簿等の記入を省略することができる。

(食事および入浴)

第 5 条 寮生は、定められた時間内に寮の食堂で食事をとらなければならない。ただし、傷病等の場合は、この限りではない。

第 6 条 寮生の食事は、食券制とする。食券は、食堂の窓口へ納入しなければならない。

2 寮生が欠食する場合は、欠食届を3日前までに食堂の窓口へ提出しなければならない。

第 7 条 入浴は、定められた時間内に停滞することなく行わなければならない。

(衛生および清潔)

第 8 条 寮生は、寝具被服等を清潔に保つとともに、常に保健衛生に留意しなければならない。

第 9 条 日課の清掃のほか、指定されたときは、寮内外の大掃除を行わなければならない。

第 10 条 長期病気療養後には、必ず健康診断を受けその結果を速やかに校長補佐（寮務主事）に申し出なければならない。

第 11 条 疾病、負傷等の事故があったときは、速やかに校長補佐（寮務主事）に申し出なければならない。

(自治組織)

第 12 条 学寮規程第12条に規定する自治組織は、寮生全員をもって結成しなければならない。

2 寮生が自治組織を結成しようとするときは、会則、役員名簿等を添え、校長補佐（寮務主事）を経て校長に願い出て許可を受けなければならない。これを変更するときもまた同じ。

(集会および掲示)

第 13 条 寮生が集会しようとするときは、所定の様式により校長補佐（寮務主事）を経て校長に願い出て許可を受けなければならない。

第 14 条 集会が終わったときは、責任者は、速やかにその結果を校長補佐（寮務主事）に報告しなければならない。

第 15 条 寮内における掲示は、校長補佐（寮務主事）の許可を得て所定の場所にしなければならない。

2 掲示の期間は、原則として1週間以内とする。

(規律の遵守)

第 16 条 共同生活の秩序を維持するため、寮内においては、次の各号にかかげる行為をしてはならない。

- (1) 電熱器具の使用
- (2) 火災予防上有害な一切の行為
- (3) 騒音を発する一切の行為
- (4) 風紀を乱す一切の行為

(日課)

第17条 学寮の日課は、次のとおりとする。

	男子寮	女子寮
起床	7:50	
点呼・体操	8:00～8:10	
朝食 提供時間	7:50～8:50 (休日7:50～9:30)	
昼食 提供時間	11:50～12:50 (休日11:50～13:10)	
夕食 提供時間	18:00～19:00 19:30 (食堂終了時間)	
入浴	17:30～21:00	19:00～21:00
自習	21:00～23:00	
門限・点呼	22:00 (休日とその前日は23:00)	22:00
消灯・就寝	24:00	

但し、定期試験期間等、教育上の事由により一時的に変更することがある。

なお、女子寮の出入り口は、22:00～翌朝7:00まで機械警備のため出入りすることはできない。

附 則

この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

(この間の附則省略)

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。